

令和元年第4回
河内町議会定例会会議録 第2号

令和元年12月12日 午前10時02分開議

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
副町長	藤井俊一君
総務課長兼秘書広聴課長	諏訪洋一君
企画財政課長	北澤雅志君
都市整備課長	仲代直人君
上下水道課長	香取秀一君
経済課長	坂本紀幸君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	寺崎光則君
町民課長	石山茂樹君
福祉課長	吉田茂久君
出納室長	石山由美子君
子育て支援課長	足立誠君
税務課長	伊藤英樹君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和元年12月12日（木曜日）

午前10時02分開議

議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町短時間会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程3. 議案第2号 河内町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程4. 議案第3号 河内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程5. 議案第4号 河内町酒類等による乾杯を推進し、食文化を振興する条例の制定について
- 日程6. 議案第5号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程7. 議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程8. 議案第7号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程9. 議案第8号 河内町農村環境改善センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程10. 議案第9号 河内町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程11. 議案第10号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第4号）
- 日程12. 議案第11号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程13. 議案第12号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程14. 議案第13号 令和元年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程15. 議案第14号 町有財産（旧金江津中学校運動場用地）の無償貸付に係る変更契約について
- 日程16. 空港対策特別委員会報告
- 日程17. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号
- 日程3. 議案第2号

- 日程 4. 議案第 3 号
- 日程 5. 議案第 4 号
- 日程 6. 議案第 5 号
- 日程 7. 議案第 6 号
- 日程 8. 議案第 7 号
- 日程 9. 議案第 8 号
- 日程10. 議案第 9 号
- 日程11. 議案第10号
- 日程12. 議案第11号
- 日程13. 議案第12号
- 日程14. 議案第13号
- 日程15. 議案第14号
- 日程16. 空港対策特別委員会報告
- 日程17. 閉会中の所管事務調査の件

午前 10 時 02 分開議

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、石山己津子氏外 6 名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、防災対策について、成田空港の更なる機能強化について、高齢者や子育て支援について、行政改革については、諸岡周示君からの質問です。

2、防災対策について、空き校舎及び貸付校舎進捗状況については、小更雅之君からの質問です。

3、医療費助成制度について、防災アプリについて、救急医療情報キットについては、星野初英君からの質問です。

初めに、諸岡周示君、登壇願います。

〔6 番諸岡周示君登壇〕

○6 番（諸岡周示君） 皆さんおはようございます。6 番諸岡周示です。

本日は、早朝より傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。また、隣の稲

敷市の皆さんにも傍聴においでいただきまして、本当に、まことにありがとうございます。

師走の折、何かとお忙しくなってきたという、非常に感じがしております。1年がたつのも早い感じがしております。

さて、11月16日には、2019河内町イルミネーションが点灯され、華やかな色とりどりの光を発して、その光に昨年を上回る大勢の人々が訪れ魅了されました。また、毎日のように、たくさんの皆様が、夕方になるとあそこの駐車場に集まってきています。本当にありがとうございます。

そうした中で、皆さんもご承知のとおり、9月には、今までにない猛烈な台風15号、そして10月には、19号により災害が日本各地に甚大な被害をもたらしました。当河内町においても停電や建物被害が多数発生しました。そして、利根川の氾濫、警戒による私にも記憶がありませんけれども、避難準備が町のほうでも出されました。雨量のほうも利根川上流の八ッ場ダムほか七つの貯水量は1億4,500万立米、東京ドーム117個分、そして渡良瀬遊水池には1億6,000万立米、東京ドームにして129個分、また、取手稲戸井の田中遊水地では9,000万立米、東京ドーム73個分の雨量を貯水されたそうです。そして、越境をまたぐ広域避難もなされたそうです。毎回のように、この河内町でも防災対策の質問がされますけれども、今回は、その移動手段や避難場所について伺います。

次に、成田空港の更なる機能強化に向けて、来年4月に目標としている告示がされようとしておりますけれども、その内容について質問をいたします。

また、第3には、以前私も質問させていただきましたが、高齢者や子育て支援について質問いたします。

最後に、行政改革による事務改善の計画について質問いたしますので、詳しいことは自席にていたしますが、担当課長、そして雑賀町長には丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） まず初めに、防災対策について質問をいたします。

この防災対策は、ほかの同僚議員、そして先輩議員も後からも質問するかもしれませんが、かぶるところもあるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。

自然災害は、いつ本当にどこに起るかわかりません。そして今回、猛烈な台風が発生して関東地方を直撃しました。このごろ、年を重ねるごとに大きい勢力になっています。そこで今回の続けて来た台風災害で当河内町でも避難準備が発令されました。私は、今回の対応について町の検証がまずはなされたのかどうかをお尋ねしたいと思います。そして、あのときの問題点が私は本当はかなりあるのではないかと非常に感じております。

また、先日、12月8日ですか、町でも防災訓練を実施しましたがけれども、あのときの台風の教訓が非常に活かされたかどうかすごく疑問に思います。かなり私は反省すべきものが多いような感じがしますけれども、それと同時に、私、行政側でなく行政区の区長さん

を初め、そして民生委員や消防団などのその動きもそうだと考えます。

そして、あのときも問題になりました、高齢者やひとり暮らしの方、小さいお子さんがいる方、いわゆる交通弱者の皆さんにどのような手段を考えているのか、どうするのか非常に疑問に思いました。

新聞でも出されましたけれども、県西地区の境町では、移動手段にバス会社と事前に協定を結んで移動したというのも新聞に載りましたけれども、今後、そのようなこととどのように皆さんに周知するのか、そして実行させるのか、担当課長に答弁を求めたいと思います。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にもございましたが、ことし9月の台風15号、10月の台風19号、さらには、その後の台風21号の影響を受けた大雨と、大きな災害が立て続けに発生し、町もそれぞれの災害対応に追われました。

台風15号は、非常に強い風が特徴であり、公共施設や家屋等の被害とともに大規模な停電が発生し、河内町においても約1,600軒が停電となりました。このため、停電によりエアコンを使用できない高齢者等の熱中症対策として、町内の公共施設を自主避難場所として開放しております。

また、台風19号は、大雨による河川の氾濫等により茨城県内にも甚大な被害をもたらしました。河内町においては、幸いにも人的被害はございませんでしたが、災害対応としては、災害警戒本部を設置し、暴風や大雨に備えた自主避難所の開設と台風が通過した後の利根川の水位上昇による洪水に備えた避難準備情報等の発令及び自主避難場所の開設等を行いました。

また、消防団が主となる水防体制においては、利根川の堤防巡視や民生委員との連携による避難行動要支援者等の避難誘導の事前準備等も行っております。

ご質問にもございましたが、今回の台風15号及び台風19号等の災害対応においては、自主避難所の開設や広域的な避難所の確保等さまざまな課題が生じております。町では、こうした課題に対して、災害警戒本部の本部員等による検証を行い、風水害時の初動対応マニュアルの整備を進めております。また今後は、ご提案いただきました区長や民生委員、消防団等にもご意見を伺い、さらなる課題の洗い出しと整理を行ってまいります。

なお、国の利根川下流河川事務所が事務局となっております利根川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会では、特に台風19号の出水に対する各自治体の課題や問題点、対応策等について、今後の減災対応の指針とするため意見交換を行っております。

続きまして、災害時における高齢者や、ひとり暮らしの方等の交通弱者に対する移動手段についてお答えいたします。

町は、町内外のバス会社等と協定を結び、災害時に自力で町外への避難が困難な方等を

優先して、避難誘導やバス等での町外の避難所への輸送支援を検討しており、民生委員や消防団等の協力をいただきたいとは思いますが、避難支援者の不足という課題もございます。交通弱者を含めた町民みずからが、自分の身は自分で守る意識を持ち、ふだんから町外の親戚や知人宅等への連絡手段や避難方法など、自分や家族の身の安全を守ることに ついて事前に決めておくことも必要であると考えております。

町は、今後も、町の災害対策及び自助、共助の重要性等について、広報やホームページ等で継続してお知らせするとともに、災害時においては、避難所等の災害情報について、町の防災行政無線やホームページ等により迅速な情報提供に努めてまいります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 2回目の質問です。先ほど、避難所、避難場所を私は町民に対して明確に伝わっていないのではないかと、欠けているように思います。また、広域避難計画でも、阿見町、美浦村となったことは知らされましたけれども、それは避難するとき行政区で避難するのか、どうするのか、そして、受け入れてくれる阿見町、美浦村、その受け入れの体制は整っているのか疑問に思うし、早急に行く必要があると思います。そこで、私は、これから毎月のように、そのことによって検討会を必要じゃないかと考えます。

また、水害もそうですけれども、地震と水害ではやはり避難の場所が異なります。先週、NHKでも、「パラレル東京」という首都直下型の放映を4日間しました。その後もNHKでは3日間くらい地震に対しての避難、地震が起きたら水害も起きちゃうのだというようなこともやっていたけれども、再度、区長会や防災会議など、そのようなことを本当、実施を求めたいと思いますけれども、その点、担当課長どう思いますか、答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

町は、平成31年3月に、従来からの避難所を基本として、各施設の活用状況等も踏まえて、改めて12カ所の指定避難所を指定し、茨城県に通知しておりますが、長竿地区のかわち学園についても新たに指定避難所として指定しております。

町の指定避難所は、町内全域が利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、地震への対応が主なものとなりますが、水害時においても建物2階以上への垂直避難のための緊急避難場所としての活用を行うことも想定しております。

ご質問において、町の避難所等の情報が町民に明確に伝わっていないのではないかとというご指摘がございました。町は今後、指定避難所等について、地震のみならず水害時の垂直避難等の活用についても、広報や町のホームページ等により改めてお知らせしてまいります。

続きまして、水害時の広域避難計画についてお答えいたします。

平成29年1月に、稲敷地方広域市町村圏事務組合の市町村による相互応援対策協議会が設置され、災害時相互応援に関する協定が締結され、この災害時相互応援協定をより実効性のあるものとするため、平成31年3月に、稲敷広域消防本部圏内市町村広域避難計画、利根川小貝川洪水編が作成されました。この広域避難計画においては、避難先からのさらなる避難を避けるため、避難先は利根川、小貝川の浸水想定区域外としておりますので、河内町の場合は、阿見町及び美浦村への避難となっており、避難対象行政区ごとに避難先施設と収容人数、そして避難先市町村への避難経路等について定めております。町は、これまでこの広域避難計画に基づき、具体的な広域避難の方法等について、阿見町及び美浦村との協議を行ってまいりました。

一方で、ことし10月の台風19号の災害対応においては、利根川の水位が上昇し、町は広域避難計画に基づく広域避難の準備も検討しましたが、広域避難先となる自治体においても町同様に災害対応を行っており、避難所の開設や初期段階での運営を避難先自治体職員が行うことを基本とする現在の広域避難計画が円滑に実施できない可能性があるという課題が生じました。

町は、こうした新たな課題を含めて広域避難の方法等について、阿見町及び美浦村とのさらなる協議を行い、町民の広域避難が円滑に行えるように努めてまいります。また、今後も区長会議や防災会議等でいただいたご意見等について、地震や水害等に対する町の災害対応策を検討する際の参考とさせていただきます。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） そこで、3回目になりますけれども、水害に関しての避難所、避難場所ですけれども、私は、広域避難も確かに必要だと思うのですけれども、近隣の市町村の施設をいろいろ働きかけをして、一時避難程度できないものか、協定を結べないものか、検討をお願いしたいと思うのです。

特に、近隣では、例えば、利根町には、町長がやられているもえぎ野とか響、そして稲敷市には、みやざきホスピタルとかプエブロ、宝永館、これも特老ですよ。宿泊もできるし、お風呂もある、そういうのもあるし、高台であるということですね。それを本当にこれから特に水害、来年8月以降になると思いますけれども、そういうのも非常に真剣に考えていただきたいと思うのですけれども、これは課長、町長、どちら答弁できますか、課長お願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

町は、先ほどもお答えさせていただきましたが、広域避難計画に基づき、水害発生時における広域避難の方法等について、避難先である阿見町及び美浦村との協議を行ってまいりました。しかし、台風19号のように、広域避難先となる自治体においても災害対応を行っている場合、現在の広域避難計画による広域避難が円滑に実施できないという可能性が

あるという課題がございました。

町は、こうした現状を踏まえ、阿見町及び美浦村との協議を引き続き行っていくとともに、現在の広域避難計画において、避難先とはされていない近隣自治体等についても、第2の避難候補地として町外の避難所の確保等に向けて協議を行っていくことを現在検討しております。

また、ご質問にもいただきました、一時避難施設として、高台にある町外の福祉施設等と協定を締結することについても、今後の検討課題とさせていただきます。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今の話伺っていて、実は、今回の河内町の総合防災訓練、私も風邪で出席できなくて、消化不良を起こしていたのですけれども、今、諸岡議員が、河内町の、地震もそうですけれども水害について真剣にいろいろ考えていただいている本当にありがとうございます。

私も、家で休んではいましたけれども、今回、NHKで首都直下型地震の特集をテレビでやっていたけれども、たしか、その当時、実際に地震が起きたのですよね、境町とかこの辺とか、ですから本当にそういう意味では、これから30年の間に7割の確率で首都直下型地震が起きるだろうと、実は言われているわけです。そういうことを踏まえますと、町の防災会議、防災訓練でその中身を総合的に検討して、議員のおっしゃるように、やはり現実的な対応、マニュアルをつくらなきゃいかんかなと思っています。

実際に、この間の阿見とか美浦さんでは、本当に自分のところの住民が避難してきたら、他の市町村の住民どころじゃないのです。ですからそう考えたときに、現実的にどうしたらいいかと調べてみたら、河内町には3,800戸ぐらいあるのですけれども、そのうちの約半分が2階建て、半分が1階建てなのです。先ほどの話で垂直避難といいますけれども、利根川がもし仮に切れた場合には、避難準備をこの間、出しましたけれども、避難準備等をして、実際に、それから先はいつ切れてもおかしくないという状況が発生したときに現実的どう対応したらいいかというのは、これは本当にシミュレーションですしかないのだけれども、それをやはり他人事ではなく、本当に自分自身の命を守るためにどうするかというと、町民一人一人真剣に考えなきゃいけない時期じゃないかと思っています。

ですからそういうことを、防災会議で専門家の方に入っていていただいて、現実的な対応を、そういうマニュアルを再構築する必要があるなというふうにつくづく実は思っております、なるべく早くその会議を開催する予定であります。その中でしっかりと議論をして、実効性のある内容にしていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。本当に、早急にこれはやっていただき

たいと思います。

次に、成田空港の更なる機能強化について質問いたします。

来年4月を目標に、機能強化の一環で、1種区域の見直しなどによる告示がなされようとしています。また、カーフェー、いわゆる深夜において時間外の、私は迷惑料と思っているのですが、A滑走路において、こっちの10月27日に時間の延長がなされました。それによって、これからC滑走路もできるということですが、運用されるまでの間、毎年、加算金が2,000万円、そして今回は地域支援金として追加で2,000万円、合計で4,000万円の交付金が成田国際空港株式会社から出ました。そこで、このお金をどのようにこれから使われるのかお伺いしたいと思います。

私は、町も当然思っていると思うのですが、深夜そして朝の時間が延長されることは、一番迷惑をこうむっているのはこの騒音区域の皆さんでございます。いろいろな人から、最近夜遅く飛んでいるねというような話も聞きます。そういうことから、現在の隣接区域を含めた騒音区域内の地区に、平成28年度から雑賀町長のご理解をいただきまして、各地区に修繕維持ということで交付金が出ていますけれども、私は、やはりこの4,000万円のお金の使い道を、せめて今の交付金の倍、それを支給していただけないかと非常に思います。

また、これからの1種区域においても、今現在、固定資産税が上限で10万円までの40%、後からの補助ということがありますが、川を超えた隣の成田市では上限が35万円、それで50%の補助ということがありますが、そのようなことから、土地の評価もありますけれども、これから、一概とはいえませんが、固定資産税の上限を町は15万円くらい、それで50%の補助を提案したいと思いますけれども、これ雑賀町長答弁できますか、担当課長、お願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

成田空港の更なる機能強化に伴い、ことし10月27日より、A滑走路の夜間飛行制限の緩和が実施されております。A滑走路の夜間飛行制限の緩和は、新たに増設が予定されているC滑走路供用までの当面の間、A滑走路において、運用時間を1時間延長して6時から0時までとするものであり、0時から0時30分までの間は弾力的に運用を行いますが、23時以降の時間帯に運行する航空機については、低騒音機に限定するというものです。当初は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催までに実施することとされておりましたが、ことし10月27日より先行して実施がされております。

A滑走路の夜間飛行制限の緩和に伴い、河内町を含むA滑走路側の騒防法第1種区域にかかる5市町には、周辺対策交付金の一部をA滑走路特別加算金として交付されることとなりますが、周辺対策交付金を増額できるのは、国による騒防法第1種区域が新たに指定された後となるため、令和元年度は、A滑走路特別加算金一時金として交付される予定です。

す。また、A滑走路の夜間飛行制限の緩和の先行実施に伴い、令和元年度限りとなりますが、空港周辺地域振興支援金一時金の交付が予定されており、町は、A滑走路特別加算金一時金及び空港周辺地域振興支援金一時金について、12月議会定例会の議案として関連予算を一般会計補正予算に計上し、提出しております。

一般会計補正予算では、歳入としてA滑走路特別加算金一時金2,000万円、空港周辺地域振興支援金一時金2,000万円をそれぞれ計上するとともに、歳出として、地域振興基金への積立金4,000万円を計上しており、今後、騒音地域の生活環境の改善や地域振興、公共施設の整備等の財源として活用することを予定しております。

なお、ご提案をいただきました地区の集会施設の整備や維持管理、生活環境の整備や保全に関する事業等に活用していただくために、騒防法第1種区域及び隣接区域の地区に交付されている航空機騒音対策事業費交付金について、交付額を増額すること及び騒防法第1種区域の土地と家屋の所有者である町民を対象とした航空機騒音地域補助金の見直しにつきましては、今後の町の航空機騒音対策事業の拡充として、町長と相談しながら検討していく課題であると考えております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今の諸岡議員の質問であります。4,000万円のうち2,000万円は、本年度だけの一時金なのですね、あと2,000万円はC滑走路ができるまで毎年くるということなのですけれども、たしか、カーフェーの中から、罰金ですか、航空会社からいただいたものを町にきて、それを各地区にお配りしているのですけれども、これについては、今度はカーフェーの時間が短縮されたというか、飛行時間が後ろにいったものですから、カーフェーに入ってくるお金が少なくなっちゃうのです。そのあたり私考えていたのです。ですから、今のご提案あったように、私もA滑走路の下にありますけれども、そういう意味では、延長した分だけカーフェーで入ってくるものが少なくなるわけですから、やっぱり今まで、たしか年間250万円ぐらいお支払いしていたものを、おっしゃるように2,000万円くるわけですから、倍にしても500万円ですから、それがこれは迷惑料を払わないというのは、その下に住んでいる人がいて成り立っている部分があるものですから、それはそういう方向で使わせていただこうかなというふうに考えております。

それと、固定資産税の件ですけれども、これは一旦、固定資産税ですからいただくものはいただくしかないのですけれども、これも1種区域、全部で今度はふえるのは700戸ぐらいふえて、その固定資産についても、その上限は、成田は土地代が高いですけれども、河内町は土地が安いものですから上限なんか取っ払ってしまって、逆に固定資産税、土地と家屋の総額の半分、半分は50%ですから、半分は補助金という形で逆におわたしたほうが、減税じゃありませんから、税金ですから、これは一旦いただいて、迷惑料として本当に1種区域の方にとっては、なかなか住んでくる人がいないぐらい直下ですから、そういうことを考えたときは、やっぱり固定資産税に対して半分ぐらいの補助、上限は取っ払

ってしまって、1種区域の中の町民の土地と家屋に関しては、補助金を半分出させてもらうというふうな方向をちょっと考えていますので、そういうことで、関係部署と調整をこれからしたいなというふうに考えおります。以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。非常にいい答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。これも、決まりましたら、いち早く「広報かわち」等で知らせをいただければと思います。

次に、ちょっと同じような質問になりますけれども、来年、先ほど言いましたように4月をめどに、今まできている騒音対策の交付金以外に地域振興枠という新たな医療、教育、福祉に使える交付金が入ってくると思います。それは、市町村において、財政力によって勘案されて出しますよということですが、町がそれを今、ある程度成田国際空港株式会社とどのような金額の提示が、打診があるのか、また、どのように使おうとしているのか、お尋ねするのと。

前も、質問で何とかしてほしいということがありますけれども、平成10年4月1日を基準として、それ以降に河内町で騒音区域の中に新しく住まれた方には、この対応が、要するに騒音区域内に交付金とか、エアコンとかそういう対象にならないのです。これは本当にかわいそうだと思うのです。その辺をなるべく早く解決してほしいと思いますけれども、これ担当課長でいいのかしら、課長答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

成田空港の更なる機能強化に伴い、周辺対策交付金については、現在の発着回数30万回から50万回を前提とした算定方法に改め、交付総額を現在の約1.5倍、約60億円まで増額されることが予定されております。地域振興枠は、各市町の財政力指数等を勘案し、交付金の一部を騒音下の市町に対して優先配分されますが、地域振興枠における用途については、これまで対象外とされていた教育や医療、福祉といった目的にも活用できる予定です。現時点において、成田国際空港株式会社から具体的な金額の提示はされておませんが、その用途については、町長等と相談し、交付金の趣旨に沿った事業に活用することを今後検討してまいります。

続きまして、隣接区域における民家防音工事の補助事業の基準日についてお答えいたします。

町は、隣接区域を対象として、平成10年4月1日を基準日とした民家防音工事の補助事業を開始し、現在は、平成28年度から平成33年度までの第5次事業期間となっております。民家防音工事の補助事業の基準日の見直しについては、成田空港の更なる機能強化に伴う国の騒防法第1種区域の告示により、町における騒防法第1種区域の拡大等も予定されておりますので、千葉県側の対応も参考とし、現在実施している第5次事業との調整も含め

て検討させていただきます。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、事務方から話がちょっとありましたけれども、私のほうからつけ加えさせていただきます。

一つは、おっしゃったように地域振興枠、これについては、私が今考えているのは、やはり広く町民の方からもその用途について意見をいただけるようなそういう組織というか、そういう会を立上げようかなと思っています。その中には、議員にも参加していただくようになるとは思いますけれども、各界各層の方から、やはり河内町の将来に向けて、地域振興枠という資金をしっかりと活用して、地域の振興に当たっていかなければならないと思っていますので、そういう機会を来年には設けたいと考えております。

それと平成10年4月1日の話ありましたよね、これについても、私は非常にやはり諸岡議員と同じようにおかしいなと実は思っていて、平成10年4月1日以降だって河内町に住んでいるわけですから、本当におかしいと思っています。

ですから、これについても、事務方でいろいろと今までの流れの中の調整しなきゃいけない部分もありますけれども、私とすれば、事務方には、来年12月31日までには、これを明確に、平成10年4月1日以降に住んでいる人にもちゃんと対応できる体制を整えようということを指示をします。この間町民の方が来まして、おかしいだろうと、その方も平成10年4月1日以降に住んでいるのです。実際住んでいるのに該当しない、そんなばかな話はないですから、それについては、来年中には必ず答えを出せという形で考えていますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。時間がだんだんなくなってきちゃったので。次に、茨城版の四者協議会の設置と確認書のことでお伺いします。今現在どの辺まで進んでいるのか、確認書は成立したという話は聞いているのですけれども、また、茨城県そして隣の稲敷市との協議もしたというような話も聞いたのですけれども、その辺、課長どうなっているのでしょうか、短い話ですから、ちょっと時間なくなっちゃったのですから、よろしくをお願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

成田空港の更なる機能強化に伴い、千葉県側では平成30年3月、国、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社の四者で構成する四者協議会において、四者は、国及び成田国際空港株式会社から提案のあった、第3滑走路の増設などを含めた成田空港の更なる機能強化策について、成田空港の更なる機能強化に関する確認書を取り交わしております。

一方で、騒音の影響範囲は茨城県側にも拡大することから、町は、茨城県に協力を求め、

国、茨城県、騒防法第1種区域が及ぶ稲敷市及び河内町の2市町、成田国際空港株式会社の四者が、成田空港の更なる機能強化に伴う環境対策等について確認するため、平成31年4月26日付で、成田空港の更なる機能強化に当たっての環境対策等にかかる確認書を取り交わすこととなりました。

町は、この確認書の取り交わしに当たり、平成31年3月の町議会空港対策特別委員会において、確認書への記載項目案を説明させていただきました。なお、今後、この確認書に基づく四者の会議が茨城県等の調整により行われることが予定しております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 事務局、あと何分ありますか。

○議長（野澤良治君） 15分。

○6番（諸岡周示君） 済みません、地元にも県議がいるもので、県にももっともっとスピード感を持ってやるように、町長お願いしますよ。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） ここの1回目の四者協議を1月27日にやることに決まりました。最初は余りやりたくなかったようですが、河内町でやることに、27日決まりましたから、そのときにいろいろお話を、第1回目ですから、そういうことで予定しています。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） いい答えを、きょう稲敷市の皆様も来ていますので、ちょっと参考になったかなと思います。本当に、騒音問題は、これからもいろいろありますので、よろしくお願いします。

次に、高齢者と子育て支援について質問いたします。

時間がないもので、福祉課そして子育て支援課の今後の計画の実行できることを担当課長、福祉課長と子育て支援課長、1人ずつちょっと答弁お願いしたいと思います。まず、福祉課長。ちょっと時間ないから、飛ばしたから。これからの福祉課として、高齢者等にどういうことを対応するかということを質問したいのです。

○議長（野澤良治君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 諸岡議員のご質問にお答えします。

福祉課といたしましては、第5次総合計画の内容に沿って、今後、コミュニティバスの運行の見直しや、デマンドタクシーの導入などを検討をしていくということになっております。コミュニティ交通網の再整備につきましては、関係課と連携して検討されているところであり、コミュニティバスの龍ヶ崎済生会病院への乗り入れが実現したところでございます。

また、前回の一般質問でありました交通弱者に対する協議会、委員会の立ち上げには至っていませんが、7月に、野澤議長を初め諸岡議員、星野議員、執行部からは、副町長

を初め関係4課の課長、担当者が出席し、交通弱者対策打ち合わせが開かれました。その中で、コミュニティ交通網の再整備について、各地方公共団体の取り組みを参考に、住民ニーズと費用対効果を検討して、当町の実情に合ったコミュニティ交通網を構築することが重要であると確認し、まずは高齢者に対し、日用品と生活必需品をお買い物する際の移動手段に対する需要を調査することになりました。調査は、社会福祉協議会の協力により、年明け2月から3月の計4回、生板地区と源清田地区の70歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢世帯の方をご自宅からショッピングセンター等へお連れして買い物していただくという方法で、利用者からのご意見をいただきながら実施する予定でございます。また、なかなか利用者が伸びない状況ですが、昨年からの試験運行をしている高齢者タクシーについても、利用者からのアンケートをいただきながら実施しており、それらで寄せられた声やデータを再整備に生かしていきたいと考え、次の協議会等に諮ってまいります。

次に、外出支援サービスの充実ですが、総合計画では、福祉高齢者課題について外出支援サービスの充実を掲げており、障害者や介護認定者に限られている対象者を妊婦等にも対象範囲を広げる、検討をすることとされております。しかしながら、計画の進捗状況としては、高齢者等が居宅から医療機関及び在宅福祉施設の送迎の費用の2分の1を町が補助する事業で、現在対象となる移送サービスは、社会福祉協議会の福祉有償運送サービス事業のみでございます。今月の「広報かわち」にも募集記事を掲載しておりますが、福祉有償運送サービス事業の運転手の確保が難しく、事業の拡大が困難な状況にあります。そのため、外出支援サービス拡充の検討も困難な状態にあります。

交通弱者のリスク回避には、総合計画でありますとおり、第一に、コミュニティ交通網の再整備だと考えます。今後、基幹となる交通インフラの構築が実現した上で、福祉施策として、交通網の利用が困難な交通弱者に対し、交通網につなげるようなサービスの構築に努めたいと考えております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 足立子育て支援課長。

○子育て支援課長（足立 誠君） 諸岡議員の質問にお答えします。現在、河内町では、子育て支援制度でございますが、次世代育成支援金としまして、第2子、第3子を出産した場合に支援金を受け取る制度がございます。また、子育て支援センター事業では、西共同利用施設の一部を使用して、ゼロ歳児から就学前までの乳幼児とその家族を対象に一緒に遊べる取り組みや育児の悩み相談などを行っております。

さらに今年度より、母子健康手帳の交付をされた方を対象にしまして、授乳服、授乳下着等のプレゼントを実施しております。今後、このような子育て支援事業のさらなる拡充を図ってまいります。

次に、看護師の配置や保育士不足の問題でございますが、看護師につきましては、多様化する保育ニーズに対応していくためにも必要な場合には配置を検討してまいります。保育士不足は全国的な問題としまして、どこの市町村でも保育士確保に苦慮しております。河

内町でもハローワーク等で募集しておりますが、今後、大学等と連携しまして、保育士確保に努めるとともに、近隣市町村の動向を踏まえまして、不足している原因の一つと考えられます臨時保育士の処遇改善にも努めていきます。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 両課長、本当にありがとうございました。簡潔にいただきました。次に、最後に、行政改革の事務改善について質問いたします。これは非常に大事なことなので、総務課長と町長にお願いしたいのですけれども。

先ほど、空港の、来年4月をめどに1種区域になるという、非常に事務方が大変になってくると思うのですね。それと同時に、空港、そして今経済課のほうでも農業振興をこれからいろいろなところでやるためにはやっぱり専従の職員が本当に必要じゃないかなと私思っているのです。前々からこれ話しているのですけれども、これ防災もそうです。その辺を総務課長これから事務改善できないでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。その後、町長にも答弁。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

町は、平成27年度から推進しております新行政改革の諸課題に対しまして、毎年、町のホームページ及び「広報かわち」により主な取り組み状況等をお知らせしております。また、平成30年度からは、行政改革の担当課である秘書広聴課が各課に対する事務改善にかかるヒアリング等により、事務改善にかかる要望等についての整理及び検証を行っております。

ご質問いただきました中で、町の基幹産業である農業分野及び成田空港の更なる機能強化に伴い、業務分野の拡大が見込まれる航空機騒音対策について、専従の専門的な職員を配置してはとのご提案をいただきました。農業分野を担当する経済課に専門的な職員を配置することや、航空機騒音対策を担当する総務課の体制整備等につきましては、町長とも相談し、行政改革の事務改善においても検討課題とさせていただきます。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 本当に、成田空港の更なる機能強化ということで、今後ますます空港に関連する事業がふえてくると思います。そういう意味において、成田空港のほうでも、来年から本格的に機能強化のほうの事業が進む見通しになってきたのですね。それを踏まえすと、諸岡議員おっしゃるように、そのあたりの補強をしないとしない時期かなというふうに感じます。そういう意味において、成田国際空港株式会社のOBとか、そういう関係者を町に週何回か来てもらえるようなちょっと方法を模索中であります。

それと、農業、本当に河内町の基幹産業ですから、今まさに、この間もイルミネーションで行ったときに、芋煮等新たな栽培したもので提供していただいたとか、やはりこれか

ますます世界的に見ても人口がふえている、日本はちょっと少ないかもしれないのですけれども、そういうことを考えますと、やっぱり農業というのは、これからも本当に重要な産業であります。特に、河内町は基幹産業が農業ですから、そういうことを踏まえたときに、やっぱり専門的な農業指導をする方がやはりこれから必要だろうというふうを考えておりますので、そのあたりについても、専門的な人を探そうかなというふうを考えております。なるべく早目に対応したいと考えています。以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） あと2分しかないのですけれども、本当、町長よろしくお願ひします。私も、議員として、資質に欠けることなく、そして町民の代表として質問や提案、そして議案を審議させていただきますので、執行部におかれましても、前向きな取り組みをお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） ここで暫時休憩いたします。

10分間の休憩といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。静かにお願いします。

次に、小更雅之君、登壇願ひます。

〔5番小更雅之君登壇〕

○5番（小更雅之君） おはようございます。5番小更雅之でございます。傍聴にお越しの皆様におかれましては、お忙しい中、時間をつくっていただき、ありがとうございます。カレンダーも最後の1枚となり、何かとせわしない日々かと思ひます。1年の締めくくりの月を迎え、この1年を振り返ってみると、真っ先に思ひ浮かぶのは台風15号、19号でございます。被害を受けた方々には心よりお見舞い申し上げます。また、お亡くなりになられた方々におかれましては、ご冥福をお祈り申し上げます。

町内でも、屋根、壁、窓ガラス、ビニールハウスなどの被害がたくさん出ました。また、19号におきましては、水害被害が各地で起き、利根川を抱える町としても大変心配される状況でした。

最近、各地で地震が何度となく起きており、災害の心配が絶えない状況を迎えております。防災訓練の折にも、たくさんの住民の方々の出席をいただき、災害には敏感になっているように感じられます。

今回の質問の1項目めは、防災対策について、また、避難場所にもなっていると思ひられます旧小学校、中学校跡地の空き校舎及び貸付校舎の進捗状況についての2項目について質問させていただきます。今期、最後の質問となりますが、よろしくお願ひいたします。詳細については自席にてお伺ひいたします。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 初めに、防災対策について質問させていただきます。

先ほどの諸岡議員からの質問とかぶる箇所があるので、同じような答弁となる部分があると思いますが、よろしくお願ひいたします。

一つ目は、町内避難場所の設置状況について、台風19号の影響により利根川の水位の上昇による水害危険の折、住民の方々からたくさんのお電話をいただいた避難場所について詳しい説明をいただきたいと思ひます。

河内町は、水害の場合、町外避難が基本のような話を聞きましたが、近郊の市町村での避難場所における受け入れはできる状況なのか、また、今回のように、時間に猶予のある状況での避難なら町外に避難できる時間もあるが、堤防の決壊など、緊急を要する避難の場合も考えられます。町内にも緊急避難場所は必要だと思ひますが、町内の緊急避難場所として指定されている場所は幾つあるのか、また町内避難場所で、地震や台風などの場合の避難場所、水害などの垂直避難の場合などの避難場所と違う場所があれば、指定の避難場所がどこなのかお伺ひいたします。

二つ目としまして、危険場所の把握状況についてお伺ひいたします。

河内町は、南側に利根川、また、町内を新利根川が流れる町であり、今回は、水害についてになります。水位がふえた場合に危険な場所などがあるのではないかと思ひます。昔、決壊した場所や震災で崩壊した箇所なども考えられるかと思ひます。

利根川の堤防は国交省の、新利根川は県の管轄であろうと思ひますが、決壊ともなると、平たんな町はすぐにも浸水になるおそれがあります。町民の安心安全を守るためにも、上流、下流側の利根町または稲敷市の部分も含め、危険そうな場所を町としても把握しておられるのかお伺ひいたします。担当課長よろしくお願ひいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 小更議員のご質問にお答えいたします。

河内町は、町全体が平たんな土地であり、利根川の大規模氾濫等が発生した場合に、町の中で十分に安全といえる避難場所を確保できず、近隣市町村等への広域的な避難を検討することも必要となります。このため、平成31年3月に稲敷広域消防本部圏内市町村広域避難計画利根川小貝川洪水編が作成されておりますが、この広域避難計画においては、避難先は、利根川小貝川の浸水想定区域外としており、河内町の場合は、阿見町及び美浦村への避難となっております。

町は、この広域避難計画に基づき、阿見町及び美浦村の防災担当部局と具体的な広域避難の方法等について協議を行ってまいりましたが、ことし10月の台風19号の災害対応等においては、町は広域避難計画に基づく広域避難の準備も検討いたしました。避難先となる自治体においても町同様に災害対応を行っており、現在の広域避難計画が円滑に実施できない可能性があるという課題も生じました。町は、こうした状況も踏まえ、阿見町及び

美浦村との協議を引き続き行っていくとともに、現在の広域避難計画において、避難先とされてはいない近隣自治体等についても、避難先候補として町外の避難所の確保等に向けて協議を行っていることを今後検討してまいります。

続きまして、町の指定避難所についてお答えいたします。

町は、平成31年3月に12カ所の指定避難所を従来からの避難所を基本として指定し、茨城県に通知しております。地区別には、生板地区に2施設、源清田地区3施設、長竿地区4施設、金江津地区3施設で合計12施設となっております。かわち学園についても新たな指定避難所として指定しております。

町の指定避難所は、町内全域が利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域となるため、地震への対応が主なものとなりますが、水害時においても、建物2階以上の垂直避難のための緊急避難場所としての活用も行えると考えております。先ほどもご説明いたしましたが、河内町は、町全体が平坦な土地でありますので、町の中で洪水時に十分に安全といえる避難場所が確保できずに広域的な避難が必要となることも想定されます。このため、町民みずからが自分の身は自分で守るという意識を持ち、ふだんから町外の親戚等への連絡手段や避難手段など、自分や家族等の身を守ることにについて考えていただくということも必要であると考えております。

町は、指定避難所について、広報やホームページ等により改めてお知らせするとともに、災害時の自助、共助の重要性等についても町民の防災意識の向上に向けて啓発に努めてまいります。また、地震や水害等の災害時において、広域避難を含めた町民の避難が円滑に行えるように引き続き関係機関等との協議を行ってまいります。

続きまして、危険箇所の把握状況についてお答えいたします。

町は、利根川について、毎年国の利根川下流河川事務所と町消防団等が共同で出水期前の堤防の点検及び巡視を行っております。この堤防共同点検においては、利根川下流河川事務所が把握している重要点検地点等を重点的に点検し、関係機関での情報共有を行っております。

なお、町は、台風等により利根川の水位が上昇している場合においては、町長と河川事務所長のホットラインを初めとした関係機関と情報共有に努め、災害対応の参考としております。

次に、新利根川につきましては、町内の2カ所に河川管理者である茨城県により危機管理型水位計が設置され、町は、河川管理者からの情報提供や、この水位情報等も参考として水位上昇時等の対応を行っております。今後も、町は国や茨城県、稲敷広域消防本部、近隣市町村等の関係機関と協力、連携し、減災対策のための情報の把握及び共有等に努めてまいります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 答弁ありがとうございました。ただいまの答弁にありました近隣

自治体と協議を行っていくというお話でしたが、災害は、いつ起こるかわからないことから、早急に協議していただきたいと思います。

町内の指定避難場所が12カ所ということですが、場所の説明をいただきたいと思います。また、関係機関との情報共有を行っている詳しい説明をいただきたいと思います。諏訪課長、よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

町の指定避難所は、生板地区が旧生板小学校、福祉センターの2施設、源清田地区が旧みずほ小学校、旧河内中学校、西共同利用施設の3施設、長竿地区が中央公民館、農業者トレーニングセンター、農村環境改善センター、そして、かわち学園の4施設、金江津地区が旧金江津小学校、旧金江津中学校、こちらは体育館のみの活用となっております。そして、つつみ会館の3施設で、合計12施設となります。

続きまして、関係機関との情報共有につきまして、国の利根川下流河川事務所が事務局となっている利根川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会を例としてご説明いたします。

利根川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会は、河川管理者である国や茨城県及び千葉県、河内町を含めた茨城県側の7市町及び千葉県側の16市町、稲敷地方広域市町村圏事務組合等の水防関係機関等により構成されており、利根川の洪水の浸水想定等の水害リスク情報や各市町等における減災にかかる取り組み等について情報共有を行っております。ことし11月に開催された減災対策協議会の場では、10月の台風19号について、国による利根川の出水状況の報告や各自治体等の避難勧告等の発令状況及び避難情報、各関係機関の災害対応の課題等にかかる情報共有を行っております。

なお、町が構成員となっている減災対策協議会は、利根川下流のほかに、霞ヶ浦流域と茨城県管理河川の協議会がありますが、それぞれの減災対策協議会において、国や県、関係自治体等の構成員間で減災にかかる取り組み等についての情報共有を図っております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） ありがとうございます。避難場所は、住民の方々に十分に知らせる必要があると思います。先ほど答弁にありましたが、広報やホームページ等によりお知らせいただくとありました。お年寄りには、ホームページとはいかないかと思うので、広報などでの定期的なお知らせをいただくことをお願いしたいと思います。

次の質問に移りまして、空き校舎及び貸付校舎の進捗状況について質問いたします。

一つ目として、小中一貫校かわち学園を新築することにより、町内には、2校の中学校、そして4校の小学校の合計6校が閉校になり、空き校舎ができました。貸し付けの決まりました校舎におきましては、私たち議員へ、使用目的などの説明、そして住民の方々

への住民説明会を行うなどの説明のもとに周知いただきましたが、住民の方々の中には、何に使用されているのかさえ知らない状況があります。また、私も今使用開始されてからどういう状況なのかわからない部分があるため、今回の質問とさせていただきます。貸し付けの成立した校舎の使用状況についてお伺いいたします。

二つ目は、まだ、貸し付けの決まらない空き校舎について質問いたします。

どこの市町村でも少子化に伴い、統合により閉校となった廃校舎の利活用は難しい問題になっているところと思われます。河内町におかれましては、交通の便の悪さなどから一段と厳しい状況かと思われます。また、1校については、活用したいという状況だったが、途中で申請が取り消されたと説明がありました。空き校舎のその後の状況、現在活用したいという応募などはあるのか、また、町での使用なども考えておられるのかをお伺いいたします。担当課長よろしくお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 小更議員の質問にお答えいたします。

廃校等の利活用状況につきましては、これまでに、河内町小中学校再利活用審議委員会による公募、審査が行われ、応募要件に適合し、住民説明会を踏まえ、町長への答申がなされたものにつきまして議会の承認を得た上で貸し付けを行っております。

貸し付けの協議が調い施設の引き渡しがなされたものにつきまして、時系列で報告させていただきます。

旧長竿小学校ですが、校舎、プール及び校庭の一部をチョウザメ等の養殖事業者に、平成28年8月から10年間の無償貸付を行っております。貸し付けの相手方は、株式会社トキタでございます。なお、昨年度からは、同施設におきまして、地下水を活用したトラフグの養殖も行っております。また、養殖魚の排泄物を活用した水耕栽培も導入するなど、環境にも配慮した養殖事業にも着手しております。

次に、旧金江津中学校につきましては、校舎をドローンの開発研究所として実証実験事業に取り組む事業者、平成29年8月から5年間の無償貸付を行っております。貸し付けの相手方は、株式会社アイ・ロボティクスでございます。体育館につきましては、町の社会体育施設として町管理により一般開放しているところでございます。

次に、旧金江津小学校でございます。校舎、校庭、体育館、プール等旧学校施設の全てをそのまま使用し、撮影スタジオ、及びドローンスクール等として活用する事業者、平成30年7月から10年間の無償貸付を行っております。貸し付けの相手方は株式会社クラフティーでございます。越後屋金江津小学校スタジオとして、ドラマの撮影や音楽ビデオ等の撮影が行われており、実際に行われた撮影の様子や、ドローンスクールの実施状況などを事業者のホームページで公開しているところでございます。

次に、旧金江津中学校の運動場でございますが、介護保険制度に基づく地域密着型介護老人福祉施設の運営を行う事業者、平成30年7月から30年間の無償貸付を行っておりま

す。貸し付けの相手方は、社会福祉法人河内厚生会でございます。

なお、当用地につきましては、障害者福祉施設を新たに開設したいとの申請がなされており、本議会におきまして、これにかかる変更契約書の承認議案を上程させていただいております。

以上が、これまでの議会承認をいただき、使用条件等の協議が調い、引き渡しが完了している施設の状況でございます。

次に、空き校舎のこれからの使用状況についてご説明申し上げます。

旧生板小学校でございますが、校舎及び校庭のグラウンドの部分につきまして、通信制高等学校として活用する事業者は無償貸付することで、本年1月に議会の承認を得たところでございますが、本契約に付随する具体的な使用方法等にかかる協定書につきまして、事業者側との協議を進めているところであり、施設の引き渡しが行われていない状況でございます。貸し付けの相手方は、学校法人タイケン学園でございます。なお、体育館、プール、駐車場につきましては、町管理により一般開放しているところでございます。

また、当法人からは、旧河内中学校の利活用につきましても福祉専門学校としての活用について提案がされているところでございますが、貸し付けにかかる具体的な協議には至っていない状況であり、現時点におきましては協議保留となっております。体育館、グラウンドにつきましては町管理により一般開放しているところでございます。

次に、旧みずほ小学校でございますが、ポニーとの触れ合いを通じて青少年活動を行っている事業者から、新たな活動拠点として活用したいとの申し入れがあり、貸し付けに向けた手続を進めておりましたが、施設の改修工事費や運営方針について事業者側の理事会での協議が調わないとの理由により申請が取り下げられました。これにより旧みずほ小学校につきましては、廃校利活用審議会において改めて検討を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 今答弁いただいた中にごございました旧長竿小学校、旧金江津中学校ですけれども、震災により、傾いたり、壊れていて使われていない校舎があります。また、旧長竿小学校におきましては、少し前まで使用されていましたが、老朽化により使用されていない体育館もあります。現在、避難場所にも指定されていない状況であり、この際、解体をして再活用している業者が使用しやすくなるようにするとか、新しく違う業者に利用してもらえるようにするなど考えてもよいかと思いますが、そのままなのか、町でのお考えをお聞かせ願いたい。

空き校舎の答弁で出てきました旧生板小学校ですけれども、びっくりしております。1月に、説明があったと思えば、1月に臨時議会を開き、2月1日からの貸し出しということで、早急に議会の承認を得て1年近くたちますが、まだ、本契約に至っていない状況だと聞き、本当に怒りを覚えます。どういう状況なのか、詳しい説明をいただきたいと思い

ます。また、議会後に住民説明会を行うという話でしたが、まだ、行われていません。住民をばかにしているようにも思います。

旧みずほ小学校におきましては、住民説明会、近郊住民の現地視察などを行ったようですが、申請が取り消された状況を住民に説明は行ったのか、お聞きします。北澤課長、答弁を求めます。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） ご質問にお答えいたします。

旧長竿小学校及び旧金江津中学校の危険校舎の部分についてでございますが、旧長竿小学校につきましては、校舎を施錠の上、侵入されてしまいそうな箇所には板張り等をほどこし、危険校舎への立ち入りはできない状況とした上で、使用者が管理を行っている状況でございます。

体育館につきましては、老朽化の著しいことから、一般開放は行っていない状況であります。今後、町の管理により、物品等の管理倉庫等として活用を検討したいと考えているところでございます。

旧金江津中学校につきましても、使用者の管理のもと施錠等を行い立ち入りができない状況となっております。こちらの校舎につきましては、震災等により被災した施設等のシミュレーション調査を行うなど、ドローンの実用化に向けた実証実験施設として活用がされている状況でございます。

両施設につきましては、これら危険校舎の使用及び管理も含めた上で協定書を交わしておりますので、貸付期間中に施設の解体を行うという場合には、使用者との協議により検討していきたいと考えております。

次に、旧生板小学校の契約に関しましては、規定する内容について双方で協議が調っているところではございますが、施設等の具体的な使用及び管理に関する部分について協議をしているところであり、この部分にかかる協定書の締結をもって施設の引き渡しを行いたいと手続を進めているところでございます。

ご指摘にありますように、議会承認をいただきましてから1年が経過するにもかかわらず、施設の引き渡しが行われていない状況につきまして、ご心配をおかけしておりますことを深くおわび申し上げますとともに、住民への説明を含めまして、引き続き協定内容の締結に向けた協議を迅速に進めさせていただきたいと考えております。

旧みずほ小学校につきましては、住民説明会や区長さんを初め、近隣の住民の方々と現地視察などを行い、貸し付けに向けた手続を進めていたところですが、事業者側の理事会での協議が調わないということで、結果的には申請が取り下げられました。申請が取り下げになりましたことにつきましては、現地視察に同行いただきました区長さんを通してご報告させていただいたところでございます。このことを受けまして、10月に開催された廃校利活用審議会におきましては、町での活用も踏まえて再検討がされているところでござ

います。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 再度質問させていただきますが、旧生板小学校の貸し出しによる住民説明会において、借り手の学校関係者がおらず、教育長が説明した記憶がございます。進捗状況について、おわかりであれば教えていただきたいと思います。

また、旧みずほ小学校、旧河内中学校と再検討中ということなので、現在、検討委員会で検討していただける認定こども園及び役場庁舎に利活用することは考えておられるのかをお聞きします。大野教育長、お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 小更議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、旧生板小学校の件ですが、2月以降、本日まで6回、話し合いを持ちました。雑賀町長、相手方の理事長さんとの話し合いが4回、事務方と私との話し合いが2回の計6回ありました。私はその6回全部同席させていただいておりますので、その話の内容も経過も全部記録しております。この話し合いの第一の観点は、相手方が公募され、その内容で議会も通っておりますので、通信制の高等学校キャンパスとしていち早く開校していただきたい、目標は来年度の4月だったわけですから、それを終始お話の焦点として続けてまいりました。

その中で、一番新しい情報では、相手方から、できるだけその方向で努力をする、さらに努力するだけではやはり先が見えませんが、何とか予算化しながら、来年度の4月開校を目指して努力しますという解答をいただきましたので、これを期待していきたいと考えております。

それから二つ目のご質問につきましては、再利活用の審議委員会等々でも先ほど北澤課長からもありましたが、旧みずほ小学校の検討も具体的に検討されているわけですが、可能であれば、その審議委員会の中で提案ありました町での利用も協議内容として取り上げることは可能であると考えております。以上です。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 大野教育長、ありがとうございました。

旧生板小学校の話は、まだ終わらなさそうですが、これで私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） 次に、星野初英君、登壇願います。

〔9番星野初英君登壇〕

○9番（星野初英君） 皆様こんにちは。9番星野初英でございます。傍聴の皆様方には早朝からお越しいたしまして、まことにありがとうございます。4期目、最後の一般質問を行います。

今回は、最近の町民の声をお聞きした内容の質問をさせていただきます。少子高齢化が

進む中、少しでも河内町に住んでよかったとと思っていただきたいと常に考えております。そこで、子育て世代の方々から医療費助成制度について、また、今何が起きてもおかしくない時代です。皆様の不安を少しでも解消することができるように防災アプリについて。また、高齢化が進み日中1人で過ごしている方がたくさんおりますが、いざというときのために備えになる救急医療情報キットについての3項目についての質問です。担当課長、町長の前向きな答弁をご期待いたします。詳細は自席にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 初めに、子供のインフルエンザ予防接種の助成についてお伺いいたします。

子育て中のお母さん方から、ほかの予防接種に比べてインフルエンザの予防接種は毎年するので、3人子供がいると大変なのでもう少し助成金を上げてほしいというお話がありました。

平成6年ごろから任意の予防接種になったようですが、こども園とか、かわち学園でうつると大変なので予防接種をさせたいが、保険がきかなく負担が大きいのでやっていないというお話も伺いました。

予防接種をしておけば、罹患したときに重篤化を防ぐことが可能です。高熱が続き中耳炎を併発したり、脳症等の重い後遺症を残さないためにも、子供の少ない我が町なので、思い切って補助金を上げていただきたいと思います。

医療機関によって値段が違いますが、2回接種する子供さんだと、1回の助成金が現在は1,000円です。例えば、1回4,000円の病院ですと2回で8,000円です。2回の助成金を差し引くと1人6,000円の負担になります。3人ですと1万8,000円かかります。他の自治体の状況と今の河内町の補助金を利用している状況がわかりましたら、石山町民課長さん、答弁お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

毎年、この時期になりますと、インフルエンザの流行に伴い学級閉鎖というニュースをメディア等で耳にすることが多くなります。子供のインフルエンザ予防接種につきましては、予防接種法に基づかない任意の予防接種でございますので、希望されるお子さんの保護者の方には、任意接種の必要性や副反応なども十分にご理解いただいた上で、予防接種を受けていただきたいと考えております。

任意接種につきましては、全額自己負担であることから、当町においても子育て世代の経済的負担を軽減するため助成を行っております。助成の内容といたしましては、予防接種可能な生後6カ月から13歳未満のお子さんには年2回分、13歳から15歳までのお子さんには年1回分の予防接種の一部、1回当たり1,000円を助成しております。

また、近隣市町村の助成制度についても確認したところ、同条件において、1回当たり1,000円から1,500円の幅で助成している状況でございました。当町においての平成30年度接種率の状況でございますが、接種対象者全体から見ますと、13歳未満の1回接種が41.3%、2回接種で29.7%、13歳以上15歳までが33.7%でございます。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 石山課長、ありがとうございます。接種率からすると、とても少ない状況だと感じました。家庭によつての考えがあると思いますが、やはり任意の予防接種なので高額になるとできないという家庭もあると考えます。何とかもう少し保護者の負担を軽減していただきたいと思いますが、石山課長さんの考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） お答えいたします。当町といたしましても、安心して子育てができるよう、子供や子育てに対する気配りが行き届いたまちづくりを目指していますので、子育て世代への支援の拡充につきましては、少子化対策の観点からも必要なものと認識しておりますので、関係部署と調整を図りながら積極的な取り組みを検討してまいります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 課長、ありがとうございます。それでは、町長にお伺いいたします。子供の少ない我が町だからこそ、安心して子育てできるように手厚い補助ができると考えますが、具体的に1回の補助金をどれぐらいでしたらできるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） このインフルエンザ、私もこの間かかったからなのですけれども、本当に、小さい子供さんだったら相当これはつらいと思います。そういうことで、ただこれ任意ということなのですね、例えば、町としては、子供さん少ないから全面的に出してもいいかと思ったのですけれども、そうしますと任意じゃなくなるという形で、強制じゃないけれども、そうなると、要は副作用ですか、そういうもので非常に危険な部分もあるということをお考えすると、やっぱり任意というのが基本的じゃないかという部分と、もう一つは、1回これ4,000円ぐらいかかるのですか、ですよ。

○9番（星野初英君） 4,000円から4,500円。

○町長（雑賀正光君） ですから、そうなった場合に、基本的に、例えば2分の1とか、具体的には、そういうふうなあたりが妥当なのかどうか、ご相談をさせていただきたいと考えております。最低でも半分ぐらいの補助をしないと、そうしますと、接種率がこの倍に上がっていかなければ、ただ、あくまでも任意ということなものですから副作用じゃないけれども、そのあたりを十分ご理解いただいた上でないと、難しい部分なものです。

ら、十分今後検討して、最低でも2分の1ぐらいということは考えていってよろしいと私は考えております。以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 雑賀町長、ありがとうございます。任意ということなので、責任もあると思いますけれども、半分ということだと2,000円ぐらいという形で考えますけれども、どこの市町村よりも2,000円ですと、やはり補助金を出していただけたらと思うのです。子育て世代の方たちが大変喜ぶと思います。また、本当に補助金を上げてくださることで子育て世代の経済的負担も軽くなり、予防接種をする方も少しふえるのじゃないかと考えます。来年度からになると思いますので、もし決定いたしましたら、周知のほうもよろしく願いいたします。

続きまして、2項目めの質問の防災アプリについて諏訪総務課長にお伺いいたします。

先ほども、何度もお話が防災のことを出ておりました、諸岡議員、また小更議員の質問にもありましたけれども、今は何が起きてもおかしくない時代です。台風15号、19号、そして21号の大雨と被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

防災無線で、利根川の氾濫のときに心配しておりましたけれども、防災無線で町では状況を流しておりましたけれども、時間の間隔が長く、多くの方が河内町の状況がわからなくて心配な余り自分で見に行った方々がたくさんおります。防災無線にて避難の準備をしてくださいと流れ、住民はどこに逃げればいいのかとても不安な思いをしたと思います。

住民は、地震のときの避難場所と利根川の氾濫のときの対処とかもよくわかっていない状況だったと思います。また、町外に仕事等に行っている方たちは、龍ヶ崎等はスマホを見れば状況がよくわかるのですが、河内町の情報がわからないので、ぜひ河内町も同じようにスマホで情報の発信をしてほしいとの声は何人もの方々から言われました。

地域の安全安心や住民サービス維持向上を目指す地方自治体がスマートフォン用のアプリ開発を進められております。スマホで情報提供する自治体がふえつつあります。アプリ活用の利点及び課題と導入についての考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

町は、災害時において、主に町の防災行政無線やホームページ等により町民等への災害情報の提供を行っております。特に、高齢者がふえる傾向にある河内町においては、行政情報を音声で簡単に受信できる個別受信機を主とした町の防災行政無線は、災害時のみならず平時においての行政情報等の提供手段としても有効であると考えておりますが、ご指摘のとおり、町外に仕事等に行っている方への情報提供については課題もございます。

町がスマートフォン用の防災アプリを活用し、災害情報等を提供することは、町外にいる町民等に対しても町の災害情報等を迅速に提供することができる利点がある一方で、町独自のスマートフォン用防災アプリを開発する場合、ソフト開発やシステム運営等の経費

負担が大きな課題となります。

茨城県は、平成31年4月から、民間の防災関連アプリの運営会社と災害協定を締結し、県の災害情報共有システムを通じて、県及び個別に同じ運営会社と災害協定を締結した県内の市町村の災害情報の情報発信を開始しております。近隣市町村では、龍ヶ崎市や稲敷市等が県と同様に既に運営会社との災害協定を締結しており、今後町もこの災害協定を締結することを検討しております。

町は、この災害協定の締結により、町の避難勧告等の避難情報や避難所の開設情報等の災害情報を県の災害情報共有システムの登録を通じて、町内外の防災アプリの利用者に対してスマートフォンを通じて迅速に情報提供を行うことが可能になると考えております。今後町は、町の防災行政無線やホームページはもとより防災関連アプリの運営会社との災害協定の締結によるスマートフォンへの災害情報の提供や、現在活用が十分とはいえない一斉メール配信等も含めて、町内外の町民等への迅速かつ正確な災害情報の提供に努めてまいります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 諏訪課長ありがとうございました。いつ、どんな災害がくるかわからないときなので、県の災害情報共有システム、もしくは防災関係のアプリの運営会社と一日も早く締結していただきたいと思います。

また、高齢者の方々は防災無線が頼りです。防災無線の情報が河内町には各家庭に入っている所以住民の不安を少しでも軽くできるように、細かい情報の発信をお願いしたいと思います。

若い世代の方々は、スマホの情報が頼りです。災害情報の提供を一斉メールを配信等もどこにいても状況がわかるように、広報等に登録方法もわかりやすく載せていただき、住民の方の不安を少しでも解消できますようにしていただきたいと思います。少しでも早くしていただきたいのですが、いつごろから使えるようにするのか、決まっておりましたらお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） お答えいたします。民間の防災関連アプリの運営会社との災害協定につきましては、できるだけ速やかに、本年度中の締結を目指しております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） ありがとうございます。そうしましたら、ぜひ細かいこともあると思いますけれども、よろしく願いいたします。素早い対応をお願いいたします。

続きまして、救急医療情報キットについてお伺いいたします。

たしか、私の2期目のころだと思いますが、一般質問させていただき導入していただきました。救急医療情報キットは、皆様ご存じのように、救急時に救急隊員が対象者の情報

を正確に把握し、応急処置や病院搬送を迅速にできることが期待できます。ひとり暮らしや家族がいないときに急病で倒れてしまった場合、救急車を呼ぶことまではできたとしても、その人がどんな病気歴、持病、血液型、また、どんな薬を飲んでいるか、救急通報先の電話番号などの情報を救急隊員に確実に伝えるために具現化されたのが救急医療情報キットです。

現在、近所つき合いも薄れ、また、個人情報保護の立場から情報をなかなか集められないという問題があります。そこで救急医療情報キットの保管場所を冷蔵庫にする方法が全国的に広まっております。

当初は、65歳以上のひとり暮らしの方、また障害をお持ちの方を対象に配付されたと思います。民生委員さんが対象者に配ってくださったと思います。美浦村では、希望者にはどなたにも差し上げているそうですが、余りコストもかかるものではないので、我が町でも年齢も関係なく希望者の方々がいただけるようにしてはいかがでしょうか。吉田課長さん、答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 星野議員のご質問にお答えします。

救急医療情報キットについては、星野議員の一般質問のご提案から実施している事業になります。継続中の事業になりますが、当初、民生委員の協力により配付しており対象としては、ひとり暮らしの高齢者、障害をお持ちの人、健康上不安を抱えている人に配付しました。町民であれば、ひとり暮らしに限らず同居者がいる場合でも希望される人は配付いたします。配付場所は、役場福祉課、保健センター、地区の民生委員から受け取れます。配付の際には、使用方法と一番大事なご自分の情報を書いた内容が病状の変化や医療機関、緊急連絡先と変更があった場合には必ず書きかえを行っていただくよう注意を促し、お渡しいたします。以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 吉田課長ありがとうございます。町民であれば、ひとり暮らしに限らず希望者に配付されるということを実は私も知りませんでした。広報等に載せていただいたのかもしれませんが、高齢者がますますふえる河内町なので、再度、住民の方に周知をお願いしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、本人でなく、どなたかにいただいてきてもらうということも可能なのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 周知については、再度、広報等に掲載してまいります。配付につきましては、本人以外でもお渡しいたしますが、配付情報は民生委員活動の一環として共有させていただくため、ご使用者の住所、お名前等をお聞かせいただいた上で配付させていただきます。以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） ありがとうございます。先ほど吉田課長さんの答弁にもありましたが、何年も前にいただいた方は、ご自分の一番近い情報を記入しておくことが大事なことだと思いますので、広報等に周知していただくときにそのこともしっかり書き添えてほしいと思います。

また、高齢になって書くことがおっくうになっている方が多いと思いますので、民生委員の方々にも、大変でしょうが訪問したときにチェックしていただくようによろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。5分間の休憩といたします。

午後零時00分休憩

午後零時07分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

○議長（野澤良治君） 日程2、議案第1号 河内町短時間会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町短時間会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程3、議案第2号 河内町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程4、議案第3号 河内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程5、議案第4号 河内町酒類等による乾杯を推進し、食文化を振興する条例の制定についてを議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

雑賀議員。

○7番（雑賀 茂君） 二、三ご質問させていただきます。今回の条例についてでございますけれども、これは強行規定もしくは任意規定なのか、その解釈はどちらなのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） こちらの条例の趣旨といたしましては、個人の嗜好にかかわるものですが、当該条例は理念を定めた条例となっております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） これは、努力目標の設定ということでよろしいですね。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） おっしゃるとおりでございます。町内で生産されたお米を原材料につくられた酒類等によって乾杯の習慣を広めまして、同時に地域の方への食文化

の振興や地産地消の理解を深めようとするもので、拘束する効力はございません。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） わかりました。それでは、一般的な条文についてちょっと質問したいと思います。

まず、第2条の町の役割についてでございますけれども、この中で、町は必要な措置を講ずるということになっておりますが、この必要な措置というのはどういうものか、具体的にお伺いしたいと思います。

あと、第3条、これは事業者の役割ということでございますが、酒類等の販売または提供する事業者、これはどのくらいあるのか、そしてそのものに対して、その事業者に対して、説明あるいは理解等をやられているのかどうか。

あと、第4条で、町民の協力ということがうたっておりますが、この中で、乾杯を推進する取り組み、あとは食文化を振興する取り組み、この二つを挙げておるのですが、これについて具体的にどのような取り組みをなされるのか、お伺いしたいと思います。以上です。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 第2条の町の役割といたしましては、目的の達成のために必要な措置を講ずるということでございますので、その目的には、町で生産された農産物などの原料をもとにつくられた日本酒、焼酎、ビールなどを特産品として製造しておりますので、こちらについて乾杯の習慣とともに広めようとするものでございます。

あと、第3条の事業者の役割につきましては、事業者数につきましては、申しわけございませんが、把握しておりませんが、想定しておりますのは、お酒の小売店、飲食店、個人事業主などの方を想定しております。先ほど申し上げましたとおり、こちらにも努力義務として規定をさせていただいております。

町民の方への協力につきましては、こちらにも事業者の役割と同様に努力義務としておりまして、先ほどご説明したとおり、酒類等による乾杯の習慣を広めることにより、町の農産物や郷土料理などの食文化の振興と地産地消の理解を深めていただくものでありまして、次の第5条には、個人の嗜好や意思を尊重するよう運用上の配慮を規定しております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） ご承知のように、経済活動というのは自由なものでございます。そういったものを十分配慮していただきまして、町民あるいは事業者に余り束縛というか、支障のないような対応をしていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町酒類等による乾杯を推進し、食文化を振興する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程6、議案第5号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程7、議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程8、議案第7号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程9、議案第8号 河内町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 河内町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程10、議案第9号 河内町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 河内町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程11、議案第10号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第4

号)を議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野澤良治君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野澤良治君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野澤良治君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和元年度河内町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(野澤良治君) 日程12、議案第11号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野澤良治君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野澤良治君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野澤良治君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(野澤良治君) 日程13、議案第12号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野澤良治君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野澤良治君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野澤良治君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程14、議案第13号 令和元年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第13号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 令和元年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程15、議案第14号 町有財産（旧金江津中学校運動場用地）の無償貸付に係る変更契約についてを議題といたします。

議案第14号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 町有財産（旧金江津中学校運動場用地）の無償貸付に係る変更契約については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程16、空港対策特別委員会報告について、議題といたします。

本件について、特別委員会から、報告を行いたいとの申し出がありましたので許可します。空港対策特別委員会委員長諸岡周示君、登壇願います。

〔空港対策特別委員長諸岡周示君登壇〕

○空港対策特別委員長（諸岡周示君） 空港対策特別委員会調査報告を行います。

去る平成28年12月6日に開催されました平成28年第4回河内町議会定例会本会議において設置された空港対策特別委員会の調査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

町議会としても、成田国際空港株式会社から成田空港の更なる機能強化等について随時説明を受けてきましたが、当委員会は、同年12月26日、翌年3月13日、6月8日、昨年9月10日、今年1月15日及び3月8日の6回、全委員出席のもと、委員会を開催し、成田空

港に関する現状と諸問題について調査研究等を行ってきたところであります。

成田空港について、B滑走路の北伸、C滑走路の増設及び夜間飛行の制限緩和、また、空港容量も将来30万回から50万回への拡大により、騒音対策や落下物対策、危機管理対策や地域振興対策などさまざまな問題がより一層山積みになります。空港と共存共栄を図り、町民がよりよい生活を送れるよう、現地視察等による現状の把握や必要に応じて執行部を初め成田国際空港株式会社等の出席を求め説明や報告を受け、活発に議論し、要望等を行ってまいりました。

当委員会は、今定例会をもって一区切りとはなりますが、今後も成田空港に関する現状と諸課題について調査研究していくことが必要であると考えております。町長初め、執行部におかれましては、引き続き空港との共存共栄を図り、騒音地域住民の方々の生活環境の向上や地域振興対策等、より一層努力いただくことをお願い申し上げ、また、議員各位の当委員会へのご理解とご支援に感謝を申し上げまして、空港対策特別委員会からの報告を終わります。

令和元年12月12日

空港対策特別委員会

委員長 諸岡周示

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦勞さまでした。

特別委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切ります。

以上で、特別委員会の報告を終わりました。

○議長（野澤良治君） 日程17、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の調査事項とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて令和元年第4回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦勞さまでした。

午後零時 28 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員